

佐久市における運動部活動の地域移行について

1 文部科学省（スポーツ庁）の現状

スポーツ庁が設置した有識者会議により「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）」が示された。（以下、提言の抜粋）

意 義

- 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、学習指導要領に位置付けられた活動である。
- 部活動に参加する生徒にとっては、スポーツ、芸術文化等の幅広い活動機会を得られるとともに、体力や技能の向上に資するだけでなく、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもある。また、部活動は多様な生徒が活躍できる場であり、豊かな学校生活を実現する役割を有している。

課 題

- 少子化の進展により、生徒数と教員数が減少し、各学校における運動部活動の継続が困難になっていることで、運動部活動が廃止や縮小され、生徒がスポーツに親しむ機会が大きく減少する恐れがある。
- これまでの部活動は、教員による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日も含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教員にとって多大な負担となっており、「学校の働き方改革」の進展により勤務時間外にわたり教員が指導に従事する体制の改善が求められている。

- 少子化の中でも、将来にわたり子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会の確保。
- スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じ、部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子どもたちの多様な体験機会を確保。

- まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする。
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途とする。
- 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進。
- 地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む。
- 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進

1 スポーツ団体等の整備充実	2 スポーツ指導者の質・量の確保方策
3 スポーツ施設の確保方策	4 大会の在り方
5 会費の在り方	6 保険の在り方
7 関連諸制度等の在り方	

運動部活動の意義と課題

目指す姿

改革の方向性

課題への対応

2 佐久市の現状

(1) 部活動の現状

- 市内の中学校は、令和4年度11月現在、公立中学校7校と私立中学校1校が設置され、公立中学校の生徒数は少子化により減少傾向が続いている。（図1参照）
- 市内の公立中学校における運動部活動の状況は、令和4年度現在、11競技、1,362名の生徒が所属している。（(2)参照）
- 「外部指導者」「部活指導員」を活用し、部活動の指導を行っている。（(2)参照）

図1 公立中学校の生徒数及び学級数について（出典：学校基本調査）

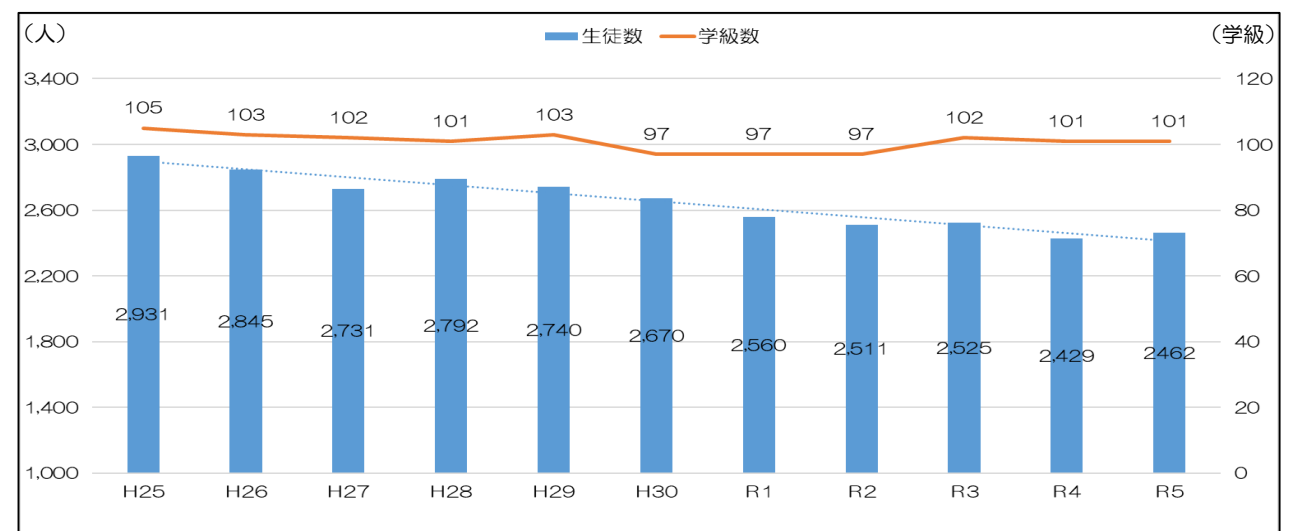


図2 外部指導者と部活指導員（出典：中学校部活動調査）

区 分	人 数
外部指導者	30人（令和4年度）
部活指導員	11人（令和4年度）

◎外部指導者と部活指導員の違い

	外部指導者	部活指導員
身 分	ボランティア	会計年度任用職員（国県市1/3負担）
役 割	顧問の教員の補助として指導、校外の引率不可	顧問の教員に代わりに指導可能、校外の引率可能
謝 礼	無償、有償は学校毎に異なる	有 償（1,230円：R5年度）
指導者研修	学校毎に異なる	必 須

◎学校職員の特殊勤務手当

（長野県学校職員の給与に関する条例、学校職員の特殊勤務手当に関する規則抜粋）

週休日又は休日等において業務に従事した時間が3時間程度	2,700円
部活動における生徒に対する指導業務で泊を伴うもの（6時間程度）	5,100円

令和4年度 公立中学校における運動部活動の状況について

(単位：人)

運動部名		浅間中		野沢中		中込中		東中		臼田中		浅科中		望月中		合 計		
		外部	部活	外部	部活	外部	部活	外部	部活	外部	部活	外部	部活	外部	部活	外部	部活	
陸上競技	男	27		11		10		11									59	
	女	17		21		10		2									50	
水 泳	男	5															5	
	女	5															5	
バレーボール	男	27	1			14								12	1	53	1	1
	女	36		27		19		18		15	1	15		14	3	144	3	1
バスケットボール	男	23		18		20	1	23	1	24	1	12		17		137	3	
	女	17	1	14	1	20		13		14		10	1	4	1	92	4	1
サッカー	男	26		21	1	26	1	15		15		10	1			113	3	
	女	2				3										5		
軟式野球	男	34	1	30	2	21		21	1	24	3	16				146	7	2
	女			1		2	1		1			3				6		
ソフトテニス	男	43		38		19		33	1	30						163		1
	女	40	1	27	1	24	1	24	1							115	1	3
卓 球	男	21	1	21	1	28	1			13				13		96	2	1
	女	34	1	4		6	1			11				13		68	2	
柔 道	男	20		3	1											23	1	
	女	2		3												5		
剣 道	男	20		16	1							4		8	2	48	3	1
	女	12		10								2		4		28		
スケート	男									1						1		
	女																	
運動部系部員数	男	246		158		138		103		107		42		50		844		
	女	165		107		84		57		40		30		35		518		
	計	411	6	265	6	222	4	160	2	147	4	72	2	85	6	1,362	30	11

全校生徒数	746	492	350	243	282	140	176	2,429
運動部活動加入割合	55.1%	53.8%	63.4%	65.8%	52.1%	51.4%	48.2%	56.0%

出 典：運動部系部員数、外部指導員数は「令和4年度 部活動調査」より

出 典：部活動指導員数は、学校教育課の令和4年度任用実績より

出 典：全校生徒数は、「令和4年度 学校基本調査」より

令和4年度 公立中学校における文化部活動の状況について

(単位：人)

文化部名		浅間中		野沢中		中込中		東中		臼田中		浅科中		望月中		合計		
		外部	部活	外部	部活	外部	部活	外部	部活	外部	部活	外部	部活	外部	部活	外部	部活	
合唱	男	1															1	
	女	15		24		1											39	
吹奏楽	男	9				6				8		7					30	
	女	39	1	13		20		16		38	1	21		25	1	1	172	1
美術・工芸・陶芸	男	4		4		6		8		5							27	
	女	36		22		21		21		35							135	
コンピュータ・情報	男	41															41	
	女	5															5	
演劇	男	1		2													3	
	女	15		10													25	
家庭科 (調理・手芸)	男																0	
	女	35				17											52	
その他(技術家庭)	男			15													15	
	女			25													25	
文化部系部員数	男	56		21		12		8		13		7		0			117	
	女	145		94		58		37		73		21		25			453	
	計	201	1	115	1	70		45		86	1	28		25	1	1	570	1
全校生徒数	746		492		350		243		282		140		176		2,429			
文化部活動加入割合	26.9%		23.4%		20.0%		18.5%		30.5%		20.0%		14.2%		23.5%			

出典：文化部系部員数、外部指導員数は「令和4年度 部活動調査」より

出典：部活動指導員数は、学校教育課の令和4年度任用実績より

出典：全校生徒数は、「令和4年度 学校基本調査」より

3 佐久市における今後の方向性

(1) 基本的な考え方

- ①まずは、休日の運動部活動から段階的（競技別）に地域移行していく。
- ②令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目標達成の目途とする。
- ③まずは、兼職兼業を希望する教員を除き、地域スポーツ団体等の指導者が指導にあたることを前提とする。
また、競技や地域の実情に応じて、学校単位の枠を超えて生徒が集まり活動できる環境づくりを検討していく。

(2) 具体的な方法等

- ①活動時間について
「佐久市内小・中学校における部活動等の基本方針」に準拠し、土日のどちらか1日のうち、長くとも3時間程度の活動とする。
- ②指導者について
地域スポーツ団体等から指導者を派遣することを基本とするが、現在、顧問をしている教員が望む場合は、継続して指導ができる環境を整備する。
- ③会費について
指導者は、ボランティアではなく、報酬及び費用弁償を支払うことを前提とする。
報酬及び費用弁償は、原則、保護者が負担とする（国、県等の支援検討を含む）。
- ④保険について
生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるように保険加入を義務とする（今後の休日部活動の位置づけによって、加入する保険が異なる）。
この保険料は各自負担を基本とする。
- ⑤活動場所について
原則、無償で学校体育施設を継続して使用する。
学校施設での活動が困難でやむを得ず、社会体育施設を使用する場合は、無償で使用できるよう配慮する。
- ⑥生徒が選べるスポーツ環境づくりについて
 - スポーツに触れるきっかけづくり、楽しむことを目的とした
⇒「体験型クラブ」
 - 専門性を高めたい生徒がレベルアップを目的とした
⇒「競技力向上クラブ」上記の2つのクラブから生徒が選べる環境整備を検討する。
- ⑦移動手段について
現在の学校単位での活動は、生徒自らもしくは保護者の送迎を基本としている。
学校単位の枠を超えて生徒が集まる場合も生徒自らもしくは保護者の送迎を基本とする。

4 想定される課題等

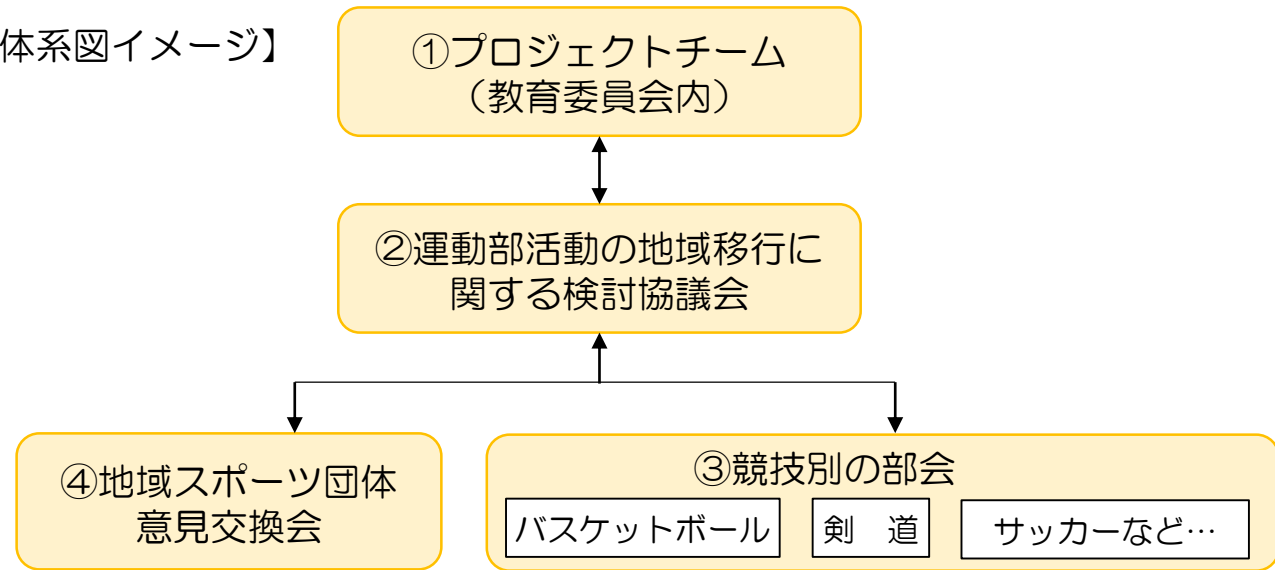
- 「②指導者について」の課題等
教員ではない地域スポーツ団体等の指導者に代わることに、生徒が不安を感じる恐れがあり、心配や不安感を拭う必要がある。
指導者の資質を確保・向上するため、一定の基準や研修会参加の義務化等を検討する必要がある。
- 「③会費について」の課題等
部費と比べて保護者の負担が大きくなることで、世帯の状況による格差が生じて、スポーツに親しむ機会が失われる恐れがある。
スポーツ庁の予算編成の状況を注視するなかで、特定財源の確保により負担の軽減を図る。
- 「⑥生徒が選べるスポーツ環境づくりについて」の課題等
「体験型クラブ」と「競技力向上クラブ」の指導内容等を整理するとともに、誰でもどちらにでも参加できるよう配慮する必要がある。
また、生徒がどちらに参加するか、大会への出場を考えた場合にどちらがいいかなどを迷いを与える可能性がある。
- 「⑦移動手段について」の課題等
学校単位の枠を超えて生徒が集まる場合に保護者の送迎を基本とするが、送迎が困難な家庭（仕事の都合、困窮世帯等）が想定される。
生徒によって送迎できるかどうかによって、スポーツに親しむ機会が失われる恐れがある。
スポーツ庁の予算編成の状況を注視するなかで、特定財源の確保により負担の軽減を図る。
- その他の課題等
今後、部活動の地域移行が進んでいくと、最終的には部活動が学校の教育活動ではなくなることへの不安解消や理解を得る必要がある。

5 文部科学省（スポーツ庁）の主な動向

- 地域スポーツクラブ活動体制整備事業等（新規）：1,294,899千円、中学校における部活動指導員の配置支援事業（拡充）：1,176,000千円が令和5年度予算額。
（例：指導者配置支援体制整備等、参加費用負担への支援など）
- JSPOや各競技団体、日本中体連等に対して、今後の全国大会等の在り方を検討するよう要請（中体連の大会は条件下においてクラブチーム参加可となった：令和4年3月9日、令和4年6月13日通知）。
- 公益財団法人スポーツ安全協会に対して、現在の部活動と同等程度（災害共済給付制度）の補償内容の充実を要請。

6 組織体制について

【体系図イメージ】



①プロジェクトチーム（教育委員会内）

【役割】

- ・地域移行に関する市教委としての方向性等を検討、決定
- ・各部署の役割分担等の把握や連携
- ・部活動の地域移行に向けた進捗管理

②運動部活動の地域移行に関する検討協議会

【役割】

学校、地域、行政による運動部活動の地域移行に係る方向性の検討

【メンバー（案）】

識見者、市立中学校長、地域スポーツ団体、市教委

③競技別の部会

【役割】

- ・競技ごとに生徒の人数や地域の実情が異なるため、それぞれの現状に応じた地域移行の手法等を検討

【メンバー（案）】

市立中学校の顧問、地域スポーツ団体、保護者、生徒（状況に応じて）、市教委

④地域スポーツ団体意見交換会

【役割】

地域スポーツ団体から運動部活動に関わっている状況や指導者の活動状況等の情報共有と地域移行に向けた意見交換

【メンバー】

地域スポーツ団体、市教委

現状、全ての学校で全ての部活動を一齐に地域移行していくのは、さまざまな課題があるなかで難しい。
それぞれの地域や競技の実情（競技団体の体制や所属している生徒の人数等の状況）が異なる。

このため、まずは・・・

全校の全ての競技から一齐にではなく・・・
一部の学校のひとつの競技からでも、一歩ずつ地域移行を進めていく。

今年度は、地域スポーツ団体から地域移行に関しての連携の相談をいただいております。モデル的に「バスケットボール」から実施していきたいと考えています。
また、この他の競技についても学校、地域スポーツ団体、保護者、行政とで検討・協議を図っていく。

令和5年度 佐久市立学校運動部活動の地域移行に関する取り組み方針（案）

3つの柱を中心に地域移行を推進していく。

柱Ⅰ：モデル事業の実施

まずは、地域移行に関して、連携の提示をいただいている、**「剣道」「バスケットボール」**について、**モデル事業として地域移行の検討**を進めていく。

このモデル事業において見えてきた課題や成果を関係者へフィードバックするとともに、この他の競技についても学校、地域スポーツ団体、保護者、行政が連携して検討・協議を進めていく。

また、**指導環境の整備について市内統一した基準づくり**を進める必要がある。

- 謝金の金額について
- 保険の加入基準や負担について
- 責任の範囲について など

柱Ⅱ：部活動指導員、外部指導者の人材発掘、確保

現在、各中学校で指導をする「部活動指導員」「外部指導者」は各中学校がそれぞれ探している状況となっている。

昨年の佐久市立中学校運動部活動の地域移行協議会（準備会）において、各中学校で地域の指導者を探すのに苦慮している実情が分かった。

このため、**中学校と指導者とをマッチングする体制の構築**を検討する。

柱Ⅲ：民間企業等との連携

スポーツ庁策定の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」にもあるように、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」意識の下で、地域移行を進めていく必要がある。

このため、地元企業・事業所等に協力支援を受けながら、**地域全体で子どものスポーツ環境を整備**する。

柱Ⅰ：モデル事業の実施

1 剣道のモデル事業について

(1) 現 状

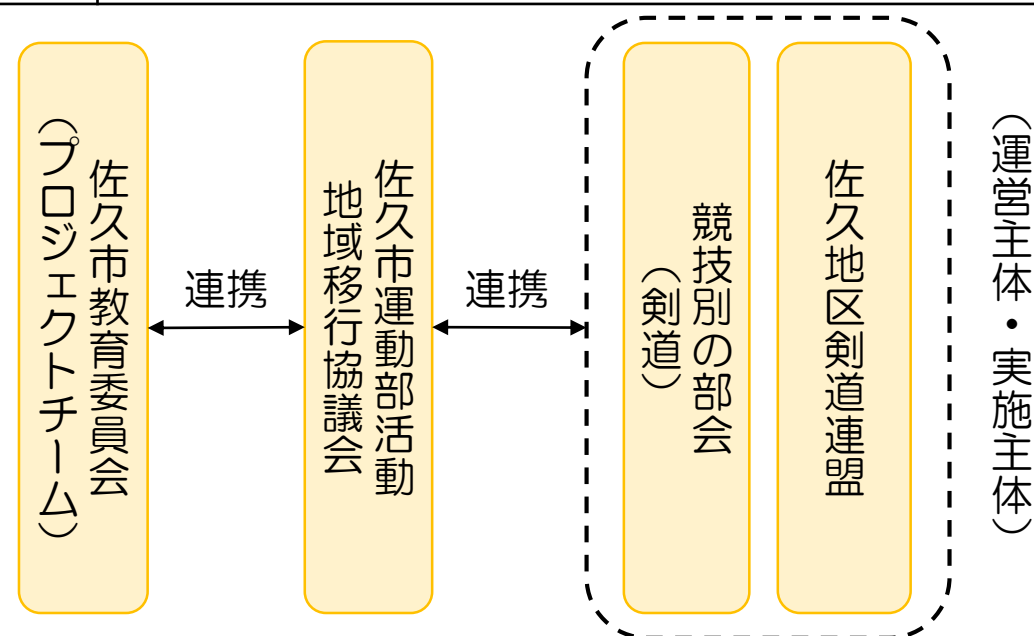
令和4年度では市立中学校7校中、4校に剣道部が設置されている。

中学校	部員数	部活動移動員 外部指導者	顧問の 競技経験
浅 間	男20名、女12名：32名		あり
野 沢	男16名、女10名：26名	外部1名	なし
浅 科	男4名、女2名：6名		あり
望 月	男8名、女4名：12名	外部2名、部活1名	なし
合 計	男48名、女28名：76名	外部3名、部活1名	

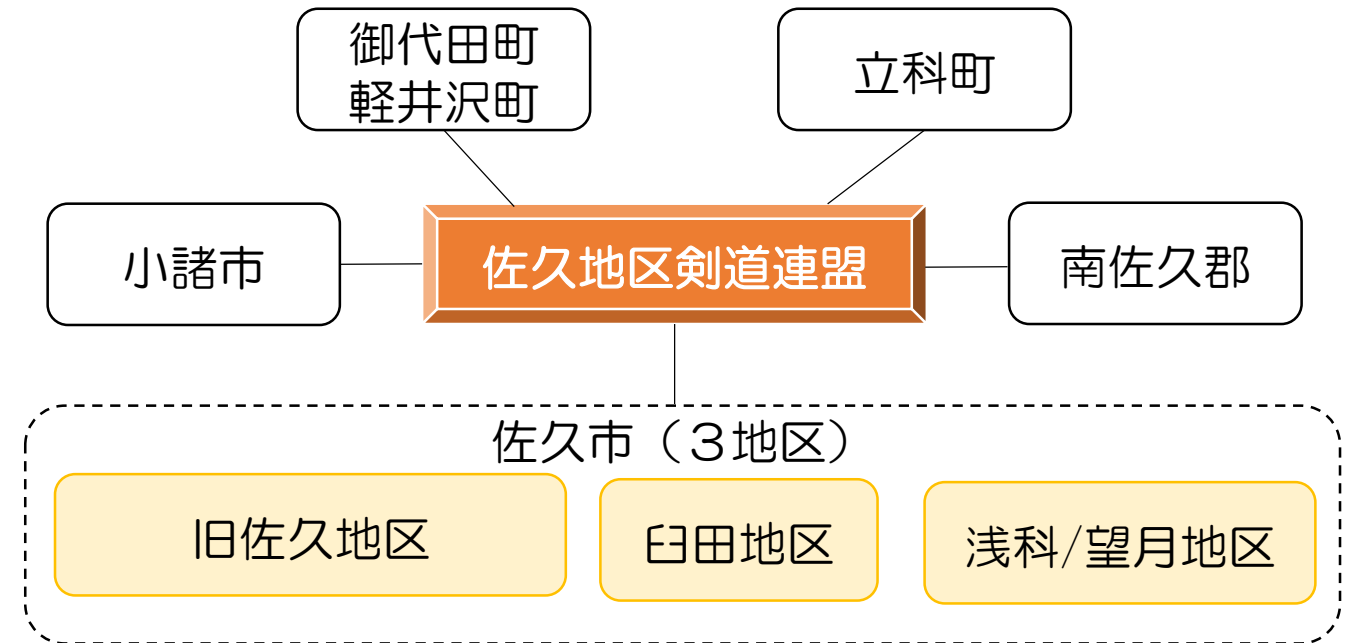
(2) 想定する部活動体制等

佐久地区剣道連盟が運営実施主体となり進めている。

運営主体・ 実施主体	佐久地区剣道連盟
指導者	地域の指導者（一部教員の兼職兼業を含む）
参加者	地域の生徒（他の世代と一緒に参加する場合を含む）
日 程	土日のいずれか3時間程度
場 所	学校体育施設、社会体育施設
費 用	参加者が負担（会費、指導者の交通費の実費）
保 険	生徒、指導者ともに各自負担



【イメージ図】



ア これまで佐久地区剣道連盟が行っていた活動の場所での、間口を広げ、部活動の地域移行の場としていく。

⇒既存の活動の場を生かして地域移行を進めていく。

旧佐久地区：長野県立武道館
臼田地区：臼田武道館
浅科/望月地区：旧春日小学校等

イ 佐久市内では上記の3地区での活動を想定しているが、生徒はどの地区へ行っても活動は可能とする。

なお、中学校に剣道部がない生徒も参加可能とすることで、中学校区に剣道部のない生徒の受け皿となる。

⇒各地区で活動が可能となり、保護者の送迎の負担は軽減できると考えられる。

※活動場所や会費などについては、今後、競技別の部会（剣道）において協議、検討が必要。

※大会への出場方法は在籍の中学校なのか、道場としてなのか、クラブ化していくのか、検討が必要。

柱Ⅱ：部活動指導員、外部指導者の人材発掘、確保

(1) 現状及び課題

- ア 指導経験のない教員が指導にあたる場合があり、生徒・教員双方によって望ましい体制となっていない（令和4年度競技経験のない教員による指導者の割合：全国約46.0%、佐久市約55.0%）。
- イ 「部活動指導員」制度や「外部指導者」を活用しているが、学校が直接地域に人材確保を依頼しているため、指導者探しに限界がある状況となっている（令和4年度：部活動指導員11名、外部指導者30名）。
- ウ 地域にどれだけの指導者候補がいるのか把握できていない。



解決のためには？

(2) 前提条件

- ア まずは、休日の市立中学校の運動部活動を指導していただける人材を発掘、養成する。
- イ 現在、指導にあたっている「部活動指導員」の制度を継続活用していくための、人材を確保する。
（昨年の佐久市立中学校運動部活動の地域移行協議会（準備会）の際にも中学校長から指導者を確保するのに苦慮している意見があった）



どうするのか？

(3) 具体的な方法

- ア 部活動指導員
各中学校における「部活動指導員」の配置希望状況を把握し、各競技団体へ情報提供し、人材の発掘する。
※「部活動指導員」は国、県からの補助を市が受けて任用しており、各中学校における配置人数に上限がある（各中学校で3人まで、同一学校同一部活動は5年まで）。
※週の勤務時間が労働基準法で定める「1日8時間」「週40時間」以上とまらない方に限られている。
- イ 外部指導者
（ア）各中学校の配置希望状況を把握し、各競技団体へ情報提供し、人材の発掘する。
（イ）報酬、費用弁償等の一定の市内基準の設定を検討する必要がある。
- ウ 人材の確保については、「佐久市指導者人材バンク（仮称）」などを通して周知や募集を考えている。

柱Ⅲ：民間企業等との連携

(1) 目的

運動部活動に指導者として関わることに関心はあるが、普段仕事をしており、時間的に難しい、会社の理解が必要などの理由により、眠っている人材を発掘、スポーツ指導者の量を確保することを目的とする。

(2) 概要

- ア 企業・事業所に勤めている人材が、積極的に部活動に関わり、部活指導員や外部指導員、地域移行指導者（仮）として協力しやすい環境を整備することで「スポーツ指導者の量」を確保する（佐久市消防団応援事業制度と同様なイメージ）。
また、人材以外にも物資（ボールや飲料水など）や場所（合同練習や遠征・大会の時の駐車場など）の提供による応援についても検討する。
- イ 登録していただいた企業・事業所に対して、佐久市教育委員会が「佐久市運動部活動応援団（仮称）」として認定し、認定証を交付する。
- ウ 認定後は、市の広報誌やホームページで企業・事業所を紹介し、広く周知をする。また、本事業のPRリーフレットを作成し、周知を図る。

(3) 企業・事業所のメリット

企業・事業所のメリットとして、CSR活動（企業・事業所の社会的責任）への取り組みとして、また、従業員のモチベーション向上、社会評価向上などの効果が期待できる。

